

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月17日 09時25分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 <sup>こゝろ</sup> 神島大橋南東方沖 片島灯標から真方位145°870m付近 (概位 北緯34°28.6′ 東経133°31.2′)
事故の概要	プレジャーボート第三勇和丸 <sup>ゆうわ</sup> は、北西進中、また、ミニボート（船名なし）は、船首を北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第三勇和丸、16.64トン OY2-742（漁船登録番号）、個人所有 第271-39026号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A なし B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、祭事に向かう神輿を載せる目的で、前部甲板に5本、後部甲板に2本の <sup>のぼり</sup> 幟を掲げて装飾を施し、神島大橋南東方の水路（以下「本件水路」という。）の屈曲部に沿って、約5ノットの対地速力で西進していた。 船長Aは、右舷船首方に釣りをを行いながら漂流しているプレジャーボート2隻及びB船を認めた。 A船は、本件水路の神島大橋南東方の屈曲部から北西方の神島大橋に向かって右転し、北西進中、プレジャーボート2隻の右舷方近くを通過した。 船長Aは、B船が見当たらなかったため、B船は移動したものと考え、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い、航行を続けていたところ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、同乗者からB船が転覆していることを知らされ、衝突に気付き、B船から落水した2人を救助し、B船をえい航して神島大橋北西方の海岸へ向かった。

	<p>船長Aは、A船に幟を掲げており、ふだんより見張りがしにくかったので、船首方のB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>A船には、レーダーは装備されていなかった。</p> <p>A船の同乗者は、係船作業の補助に備え、船尾甲板に座っていた。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、同乗者1人を乗せ、船外機を止め、船首を北西方へ向けて漂泊して釣りを始めた。</p> <p>操縦者Bは、接近するA船を視認したものの、航行するA船がB船を避けてくれると思い、釣りを続けていたところ、A船が更に接近したので衝突の危険を感じ、船外機を始動して移動を開始したとき、A船と衝突した。</p> <p>操縦者B及び同乗者は、本事故時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、目印となる旗等を掲示していなかった。</p> <p>国土交通省海事局が発行したパンフレット「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」によれば、ミニボートは、他船から見えにくく、レーダーにも映りにくいため、他船から見えるよう、3m以上の高さのポールや釣り竿<small>（さお）</small>を利用して目印の旗などを掲げることとされている。</p> <p>本事故を陸上から目撃した者は、118番通報を行った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、幟で前方が見えづらい中、北西進中、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶はいないと思い航行したことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、操縦者Bが、接近するA船を視認した際、航行するA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が、幟で前方が見えづらい中、北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路で漂泊中のB船に気付かず、また、操縦者Bが、航行するA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、幟等を掲げ、前方が見えづらい状態で航行する場合、出航前に、同乗者と役割分担等の打合せを行い、同乗者に見張りの補助を依頼すること。</li> <li>・ ミニボートの操縦者は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が漂泊中の船を避航してくれると思わず、早めに衝突を避けるための措置を採ること。</li> <li>・ 船長及び操縦者は、他船と衝突した場合、速やかに118番通報を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

